

射水市営駐車場管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、射水市営駐車場の指定管理者の募集に当たり、射水市営駐車場の管理の内容及び事業の実施について定めることを目的とする。

2 管理運営の基本的な考え方

- (1) 安全管理に留意し、管理運営を行うこと。
- (2) 効率的に管理運営し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- (3) 利用者の意見や要望等を管理運営に反映し、サービスの向上を図る等、利用者に配慮した管理運営を行うこと。
- (4) 事業計画書に沿った、安定した管理運営に努めること。
- (5) 情報公開や個人情報保護を徹底すること。

3 施設の概要

- (1) 小杉駅前広場駐車場（2 時間無料駐車場）
所在地 射水市三ケ字中吉原 4020 番地 1
収容可能台数 13 台
- (2) 小杉駅東駐車場（月極駐車場）
所在地 射水市三ケ字中吉原 3925 番地 4
収容可能台数 45 台
- (3) 太閤山 10 丁目駐車場（月極駐車場）
所在地 射水市太閤山 10 丁目 12 番地 1
収容可能台数 40 台
- (4) 太閤山 5・6 丁目駐車場（月極駐車場）
所在地 射水市太閤山 5 丁目 67 番地
収容可能台数 58 台
- (5) 大門中町駐車場（月極駐車場）
所在地 射水市二口 2935 番地
収容可能台数 11 台
- (6) 越中大門駅前広場駐車場（月極駐車場）
所在地 射水市北野 1446 番地 9
収容可能台数 25 台
- (7) 大島駐車場（月極駐車場）
所在地 射水市小島 724 番地
収容可能台数 14 台

4 指定管理期間（予定 議決事項）

指定管理期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。ただ

し、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 法令等の遵守

施設の管理に当たっては、本業務仕様書のほか、法令・規則等を遵守しなければならない。主な法令・規則は次のとおりである。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 射水市営駐車場条例（平成 17 年射水市条例第 114 号）
- (3) 射水市営駐車場条例施行規則（令和元年射水市規則第 44 号）
- (4) 射水市情報公開条例（平成 17 年射水市条例第 20 号）
- (5) 射水市個人情報保護法施行条例（令和 5 年射水市条例第 1 号）
- (6) 射水市行政手続条例（平成 17 年射水市条例第 19 号）
- (7) その他射水市営駐車場の運営管理に関する法令等

6 業務内容

(1) 射水市営駐車場の施設及び設備の維持管理に関する事項

ア 射水市営駐車場の施設及び設備の維持管理については、各々の機能を良好な状態に保ち、安全環境を確保するよう努めること（別表 1「射水市営駐車場管理業務一覧」参照）。

イ 指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備・外構の破損又は損壊等に伴う維持補修については、指定管理者が自らの費用と責任において実施するとともに、速やかに市に報告すること。

ウ 指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備・外構の破損又は損壊等に伴う維持補修については、指定管理者の支払う修繕費の上限を年額 330,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、指定管理者が事案の対応に当たることとする。対応に当たっては、市と事前に協議し、修繕終了後は速やかに市に報告すること。

(2) 射水市営駐車場の使用の許可に関する事項

ア 利用申請者が提出する駐車場使用許可申請書を受け付け、射水市営駐車場条例第 4 条に基づき利用の許可を決定すること。

イ 射水市営駐車場条例第 9 条各号に該当すると認められる者に対しては、使用許可を取り消すこと。

(3) 射水市営駐車場の利用料金の徴収に関する事項

ア 射水市営駐車場条例第 17 条第 3 講の規定により、利用料金は指定管理者の収入として取り扱う。

イ 指定管理者は市と利用料金の設定に係る協議を行い、射水市営駐車場条例に定める料金の範囲内で市の承認を受け利用料金を設定すること。

(4) 射水市営駐車場の運営に関する事項

ア 広報活動

施設の認知度を高め、利用促進につながる活動に努めること。

イ 自主事業

自主事業を実施する場合は、市民ニーズを把握し、事業の計画及び実施に反映することとする。

(ア) 指定管理者は、業務の内容が施設の設置目的に合致しており、一般利用者の利用を妨げないものであり、かつ十分な収支が見込めると市が認めるときは、自らの発案で事業を行うことができる。

(イ) 自主事業を実施する者は、毎月事業報告書を作成し、当月分を翌月10日までに提出すること。

(ウ) 自主事業に係る経費については、指定管理者の負担とし、指定管理業務に係る経理とは別に経理を行うこと。また、収支状況については事業終了後「自主事業に関する実施報告書」により報告すること。

(5) 安全対策・危機管理体制等に関すること

ア 市との連携を密にするとともに、日頃から連絡・協力体制の構築を図ること。緊急事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、利用者の安全確保及び施設等の保全に関する措置を優先的に講じ、速やかに市に報告すること。

イ 利用者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生じる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入すること。

(6) 情報公開・個人情報の保護に関すること。

ア 射水市営駐車場の適正な管理運営のため、射水市情報公開条例及び射水市個人情報保護法施行条例を遵守すること。

イ 射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年射水市条例第3号。以下「手續条例」という。）第11条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理運営の業務に従事している者又は従事していた者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

ウ 情報公開・個人情報保護の体制をとり、業務従事者に周知徹底すること。

(7) その他管理運営に関し必要な業務

ア 指定管理者は、庶務・経理・帳簿作成等、施設を管理運営していく上で必要な業務を行うこと。

イ 指定管理者は協定で定める報告書類のほか、業務に必要な日誌、記録簿等を作成し、市が要求する報告書類について、適宜提出すること。

ウ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存すること。

エ 指定管理者は、指定管理期間終了の日までに、市が必要と認める期間に次期指定管理者（本指定期間後の指定管理者で今期と異なるものをいう。）に対して本仕様書等に記載する業務に関する引継ぎを行わなければならない

ない。

7 経費等について

- (1) 指定管理業務に係る経理は、指定管理者が行っている他の業務と経理を明確に区分し、年度ごとに収支及びその他経理に関する記録などを整備すること。
- (2) 指定管理者の経費は、利用料金の収入による。
- (3) 事業運営及び施設管理を実施する上での、施設の維持管理費、人件費、事業費、その他管理運営に関する経費及び一般管理費等については、指定管理者の負担とする。
- (4) 指定管理者になったことにより、法人に対する市民税、県民税が課税された場合は、指定管理者が納税義務者となる。

8 業務を実施するに当たっての留意事項

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利な運営をしないこと。
- (2) 指定管理者は、その管理運営業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、個別の具体的業務を第三者に委託することはできるものとし、その場合は市と事前に協議すること。

9 管理運営の状況についての実地調査等

- (1) 市は、市営駐車場の管理運営について、管理の適正を期するため、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者に対して随時に当該管理の業務又は経理の状況に関しての報告を求め、実地について調査を実施することができる。
- (2) 市は、指定管理者による業務報告等の結果、管理運営について適正でないと認められる点については、必要な指示を行うこととする。
- (3) 市は、指定管理者が上記(2)の市による指示に従わない場合、指示された当該期間内に改善することができなかった場合又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 号の規定により、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (4) 市又は監査委員が必要があると認めるときは、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合がある。

10 リスク管理

指定期間内における主なリスクについては、募集要項に掲げる負担区分を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については、別途協議で定めるものと

する。

1 1 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議して決定することとする。

射水市営駐車場管理業務一覧

1 小杉駅前広場駐車場

- (1) 駐車車両の記録（小杉駅前広場駐車場確認簿（別表 2））…1 日 2 回
- (2) ごみ等の清掃…月 1 回以上
- (3) 除草…適宜
- (4) 修繕（白線、照明灯、看板）…適宜

2 その他駐車場

- (1) ごみ等の清掃…月 1 回以上
- (2) 除草…適宜
- (3) 修繕（白線、照明灯、フェンス、看板、車止め）…適宜

小杉駅前広場駐車場 確認簿

令和 年 月 日 (曜日)		巡回者氏名		天気	
-----------------------------	--	-------	--	----	--

	午前 時 分	午後 時 分	
区画 1			
区画 2			
区画 3			
区画 4			
区画 5			
区画 6			
区画 7			
区画 8			
区画 12			
区画 13			
区画 14			
区画 15			
区画 16			
その他報告事項			